

○大野市高等学校スポーツ競技及び文化振興に関する全国大会等の出場に伴う
激励費の支給要綱

令和3年3月29日

告示第107号

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ競技力の向上及び文化活動の推進を図るため、全国大会等に出場若しくは参加する大野市に住所を有する生徒が在学している高等学校(以下「高等学校」という。)に対し、出場激励費を支給することについて必要なことを定めるものとする。

(激励費の対象)

第2条 激励費の対象となる大会は、国、地方公共団体、公益法人又は市長が適当と認めるものが主催し、又は共催する大会であって、営利を目的としないもののうち、次に掲げる大会とする。

(1) ブロック大会 福井県大会以上の大会において選抜され、又は福井県競技団体等の推薦を受けて出場し、又は参加する7都道府県以上の規模の大会とする。

(2) 全国大会 福井県大会以上の大会又はブロック大会において選抜され、又は福井県競技団体等の推薦を受けて出場し、又は参加する16都道府県以上の規模の大会とする。ただし、スポーツ競技においては、国民スポーツ大会及び国際大会を除く。

(3) その他前2号に準ずる規模の大会であって、選抜によらずに出場し、又は参加するもので、市長が特に認める大会

2 激励費の対象となる者は、高等学校とする。

(激励費の額)

第3条 前条の大会へ参加する高等学校に対して支給する激励費は、1人当たり10,000円以内とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(支給の手続き)

第4条 激励費は、高等学校の校長が市長に申請を行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和5年告示第163号)

この要綱は、告示の日から施行する。